

## 月形町地域おこし協力隊（特産品製造等担当）募集要項

つきがたちょう  
月形町は、北海道空知管内そらちの南西部を占める、樺戸郡最南端の人口約2,800人のまちです。北海道の主要都市である札幌市との距離は45kmで、車で約1時間の位置にあり、南東は岩見沢市、石狩川を隔てて美唄市に隣接しています。

明治14年、樺戸集治監（監獄）の設置とともに空知管内第1号の村として誕生し、基幹産業は稲作を中心とした農業で、他にメロン、スイカ、かぼちゃ、トマトなどの果菜のほか、切り花の産地でもあります。

月形町においても、北海道内各地域と同様に少子高齢化による人口減少が続いており、景気の低迷とともに地域の活力も減少している状況です。また、人手不足が顕著になってきており、地域の特産品製造にも支障を来すようになってきています。

このため、月形町では、特産品の製造や開発に意欲のある人材を受入れ、関係団体などと協力しながら、地域活性化の新たな展開を期待し、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

この地域おこし協力隊の活動終了後、月形町内において就労又は起業して定住する意欲のある方々の応募をお待ちしています。

### 1 募集人員

月形町地域おこし協力隊 1名

### 2 勤務地

月形町内

### 3 活動内容

月形町地域おこし協力隊の隊員は、月形町職員、町民、関係団体などと連携しながら次の活動を予定しています。なお、適性や希望などを考慮したうえで活動内容を調整します。

#### （1）特産品の製造・開発に関する活動

##### ① トマトジュースの製造に関する活動

- ② トマト生産者との調整、製造施設の管理運営に関する活動
  - ③ 新たな特産品開発に関する活動
  - ④ その他特産品製造・開発に関する活動
- (2) SNS等を活用した町の魅力等の情報発信に関する活動
- (3) その他地域振興に関する活動

※ 勤務場所は、(株)月形町振興公社です。活動を通して経験を積み、任期満了後も継続して同社で勤務していただけることを期待します。

#### 4 募集対象

次の(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)から(7)までの要件を全て満たす方を対象とします。

- (1) 総務省の制度に基づき、三大都市圏の都市地域又は地方都市(条件不利地域は除く。)に住所を有する方で、採用後に月形町に住民票と生活の拠点を移すことができる方
- (2) 既に他地域で「地域おこし協力隊員」として同一地域における活動が2年以上、かつ解職から1年以内であった方(ただし、委嘱を受ける前に月形町に住民票の移動を行っている場合は除く)
- (3) 原則満20歳以上50歳未満の方
- (4) 普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
- (5) パソコンの一般的な操作(ワード、エクセル、インターネット、電子メール等)ができる方
- (6) 地域活性化に関心があり、地域住民と積極的にコミュニケーションをとり、地域を元気にするために精力的に活動できる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

#### 5 任用形態

月形町会計年度任用職員として任用します。

#### 6 任用期間

任用の日から令和7年3月31日まで

※ 活動に取り組む姿勢等を勘案して毎年度更新できるものとし、任用の日から最長で3年間まで延長できるものとします。

※ 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解く場合があります。

## 7 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日 週5日間（シフトによる）

(2) 休日 週2日（シフトによる）

(3) 勤務時間 1日7時間30分（1週37時間30分勤務）

※ シフトによって、勤務時間が変動します。

## 8 報酬

月額211,838円

※ 上記金額から税、社会保険料等の自己負担が差し引かれます。

## 9 待遇及び福利厚生等

(1) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び公務災害補償の適用並びに年次有給休暇制度があります。

(2) 任用期間中は、町が用意する住宅に入居していただき、家賃については町が負担します。

(3) 家具などの日常生活用品、光熱水費、町内会費等は自己負担となります。

(4) 活動に車両が必要な場合、自家用車（任意保険加入）を使用していただきます。この場合、月額2万円を借上料と燃料費として支給します。

(5) 通信運搬費（通信費及びパソコン等借上料等）として月額5千円を支給します。

(6) 月形町への転入に伴う交通費、引っ越し費用については自己負担となります。

(7) 活動に必要な消耗品等は町の予算の範囲内において用意します。

(8) 活動に伴う旅費は、町の規定に基づき支給します。

(9) 6月、12月に賞与を支給します。（任用時期によって支給額が異なります。）

## 10 応募手続き

### (1) 応募受付期間

令和6年4月8日～令和6年5月31日まで

### (2) 提出書類

#### ① 月形町地域おこし協力隊応募用紙

※ 月形町のホームページからダウンロードで取得していただくか、お問い合わせ先にご連絡いただければ郵送します。

#### ② 住民票の写し（1か月以内のもの）

#### ③ 普通自動車運転免許証の写し（両面）

### (3) 提出方法

郵送若しくは持参（提出された書類は返却しません。）

※ 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とします。

### (4) お問い合わせ先・提出先

〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地

月形町役場 企画振興課商工観光係

TEL0126-53-2325 FAX0126-53-4373

E-mail shoko@town.tsukigata.hokkaido.jp

## 11 選考

### (1) 第1次選考

書類選考の上、令和6年6月上旬に選考結果を応募者全員に通知します。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接を実施します。

※第1次選考後、面接の日程等についてご連絡します。面接の希望日がある場合はご相談ください。

### (3) 最終選考通知

令和6年6月下旬までに選考結果を第2次選考対象者全員に通知します。（面接の日

程によっては、通知が遅れる場合があります。)

#### (4) その他

応募にかかる費用（書類申請、面接に伴う交通費等）は全て応募者の自己負担となります。

## 12 その他

(1) 合格された方は、健康診断書を提出していただきます。

(2) 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

(3) 提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。